

規約文章中、黄色で着色した箇所が改正箇所です。

資料－ 1

三芳スマート I Cフル化地区協議会規約（案）

（名称）

第 1 条 この会は、三芳スマート I Cフル化地区協議会（以下「協議会」という。）という。

（目的）

第 2 条 協議会は、三芳スマートインターチェンジ（以下「スマート I C」という。）のフル化に向けた設置、管理、運営等について、検討・調整等を行うことを目的とする。

（内容）

第 3 条 協議会は、前条の目的を達成するため、以下の内容について所掌する。

（1）スマート I Cの設置にかかる次の項目の検討及び調整を行うものとする。

- ①スマート I Cの社会便益
- ②スマート I C及び周辺道路の安全性
- ③スマート I Cの設置に伴う高速道路の利用交通量の変化
- ④スマート I Cの構造及び整備方法
- ⑤スマート I Cの管理・運営方法
- ⑥広域的検討結果の反映
- ⑦その他スマート I Cの設置・管理・運営する上で必要な事項

（2）地区協議会に参加した機関等は、スマート I Cの安全かつ円滑な設置及び管理・運営へ協力しなければならない。

（3）スマート I C供用後の社会便益、安全性、利用交通量、管理・運営形態等にかかる定期的なフォローアップ及び必要に応じた見直しを行うものとする。

（4）その他目的達成に必要な事業について、検討及び調整を行うものとする。

（組織）

第 4 条 協議会は、別表に掲げる委員により構成する。

（会長）

第 5 条 協議会に会長を置く。

- 2 会長は、三芳町長をもって充てる。
- 3 会長は、会議を代表し、会務を総理する。
- 4 会長に事故あるときは、会長が指名したものがその職務を代理する。

（任期）

第 6 条 委員の任期は、協議会が存続する期間とする。

- 2 異動等に伴う委員の変更は、特別な理由がある場合を除き、前任者から引き継ぐものとする。

(事務局)

第7条 この会の事務局は、三芳町**道路交通課**に置く。

(会議)

第8条 会議は、必要の都度、会長が招集し、会長がその会議の議長となる。

- 2 委員は、やむを得ない事情により会議に出席できないときは、その代理者を出席させることができる。
- 3 会長が必要と認める場合は、委員の同意を得て、委員以外の出席を求め、意見を聞くことができる。
- 4 会議は原則非公開とし、協議会の承認を得て会議概要を公表する。

(経費)

第9条 この会の運営に要する費用は、三芳町の負担とする。

(雑則)

第10条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は、会長が定める。

附則

この規約は、平成27年5月28日から施行する。

附則

この規約は、平成31年1月31日から施行する。

別表

三芳スマートICフル化地区協議会委員名簿

団体名	職名	備考
三芳町	三芳町長	会長
国土交通省	関東地方整備局道路部 道路計画第二課長	
	関東地方整備局 大宮国道事務所長	
埼玉県	県土整備部県土整備政策課政策幹	
	川越県土整備事務所長	
埼玉県警察本部	交通規制課長	
東日本高速道路(株)	関東支社総合企画部 総合企画課長	
	関東支社管理事業部 管理事業統括課長	
	関東支社 所沢管理事務所長	
	関東支社 さいたま工事事務所長	
所沢市	経営企画部企画総務課長	
ふじみ野市	都市政策部道路課長	
富士見市	総合政策部政策企画課長	
三芳町上富第一区	区長	
三芳町上富第二区	区長	
三芳町北永井第一区	区長	
三芳町商工会	会長	
三芳町	総合調整幹	
	道路交通課長	

【協議会事務局】

三芳町道路交通課